

総務産業委員会報告書

平成27年12月25日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成27年12月25日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第144号 控訴の提起について	原案可決	なし

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第144号の審査	2
閉会	5

総務産業委員会記録

招集日時	平成27年12月25日（金）	本会議休憩中		
開議・閉議	午前9時47分	開会 ～ 午前10時04分 閉会		
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第7回臨時会）の開催		
出席委員	委員長	田原隆雄	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷 繁		西上徳一
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	秘書広報課長	藤田政宣
傍聴者	議員	鵜川晃匠	橋本逸夫	津島 誠
		守井秀龍	立川 茂	山本 成
		森本洋子	星野和也	
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時47分 開会

○**田原委員長** ただいまの出席者は全員です。定足数に達していますので、これより総務産業委員会を開会します。

議案第144号控訴の提起についてを議題とします。

執行部からの説明を願います。

○**有吉市長室長** 本件に係る経緯等について、概要の説明をさせていただきます。

資料の提示をお求めの向きもあるようにお伺いしていますが、判決内容については個人情報等も多く含まれており、内容も非常にデリケートであることから、口頭での説明にかえさせていただきたいと思っております。御了解いただきたいと思います。

本件は、三股地区長に対し、平成23年1月5日付で三股地区における投資的事業の休止について文書で通知を行ったことに端を発しています。本日配付した資料のとおりです。内容は、地区との協議の場で以前から続いていた一部住民による市職員への高圧的な態度、恫喝に加え、地区長による市職員脅迫事件を契機として、三股地区への投資的事業は周辺関連事業を含めて通知に記載の12項目の理由により、休止するというものでした。休止期間は、現三股地区役員が交代し、その影響力が及ばなくなり、一般地区同様の話し合いができるようになるまでとするものです。

このことについて、25年12月25日付で三股地区を原告とし、備前市を被告とする訴状が、岡山地裁に提出されました。内容は、被告は原告に対し、先ほどの通知により損害が生じたとして、150万円及びこれに対する年5分の金員を支払えとするものでした。

その後、次に述べる3つの点を争点に7回の弁論準備、5回の口頭弁論等が行われました。

まず1点目ですが、原告の当事者能力について、本市は社団に当たらず、当事者能力は認められないと主張したが、判決では社団に当たり、当事者能力が認められるとされました。

次に、2点目です。

先ほどの通知の国家賠償法上の違法性の有無について、市は通知が行政指導には当たらず、国家賠償法上の違法性は認められないと主張したが、判決では、本件通知が行政指導に該当するかどうかはともかく、地方公共団体としての公共事業の実施権限を背景に、本来介入することが許されない原告内部の運営に干渉することは許容されるべきものではなく、通知に係る被告の行為は、市ですが、国家賠償法上違法であり、損害賠償責任を免れないとなりました。

最後の3点目ですが、原告に生じた損害及び通知との因果関係の有無について、市は財産的損害、人格権侵害のいずれも否認ということで主張したが、判決では通知により自治権の侵害という非財産的損害をこうむったことが認められ、通知に至った経緯、原告の管理運営に与えた影響、その他一切の事情を総合考慮すれば、損害額は10万円と評価するのを相当と認めるということになりました。

以上のとおりとなりましたので、本件の今後について内部で協議しましたが、先般のコメントのとおり市として不当な判決と考えるので、控訴することを決定し、本日議案としてお諮りして

いるところです。議決がいただけたら、市及び市議会の総意として、議案書にございますとおり広島高裁岡山支部へ控訴し、争ってまいりたいと考えています。

また、議案書の2ページ、6その他のところで、第二審判決の結果必要がある場合はということで、これはあくまで手続としてですが、上告する旨を記載させていただいています。御審議のほどよろしくをお願いします。

○田原委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。

○川崎副委員長 参考までに、原告、被告の弁護士名は明らかにできますか。

○藤田秘書広報課長 弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所の代理人として、水谷弁護士という方です。

○川崎副委員長 市のほうは。

○藤田秘書広報課長 市のほうは、のぞみ法律事務所、吉沢弁護士という方です。

○川崎副委員長 今さっきの判決文もいろいろプライバシーがあって口頭だということですが、今さら遅いわけですけど、23年当時、今から4年前、何でこういう任意団体というか、備前市の指導する立場というか、指導をされる町内会に対してここまで厳格な文章をつくるというのは、私自身は不審に思います。嚴重注意というか、警告というか、こういうことを二度と繰り返すなというような警告というか、そういう口頭注意というか、そういうことでやればこういう大げさな形式論的な裁判はあり得なかったと思います。今言ったような対応というか、判決文でさえプライバシーがあって我々の前に公にできないのに、こういう任意団体に対してこういう文章を出すというのは、私も法律の専門家ではないからわかりませんが、明らかに任意団体の団結権というか、自由に活動する権限をこういうものをつくることによって拘束することがいいのかどうか。それ以前に、行政のあり方として、話し合い、警告、注意、そういうレベルで相手側、町内会の役員の動きを見守るというか。やはりこれは一つこの結果はどうであれ、こういうやり方はまずいというのを改めてこういう文章を見るとつくづく感じるわけですが、現執行部はこういう対応をしてきたことをどう思いますか。

○有吉市長室長 当時私はそういうことを決定する立場にはございませんでしたが、先ほど御説明したように、川崎委員のお話というのは一般論としてはよくわかりませんが、私が先ほど申したように、以前から続いていた一部住民による市職員への高圧的な態度、恫喝、それから地区長による市職員脅迫事件、こういったことがあったわけなので、先ほど言われた警告とかそういったことではとても問題は解決しないと、市としても苦渋の選択だったというふうに考えています。

○川崎副委員長 やはり任意の自主団体ということで、その地域、町内会、住民、全てを巻き込んで話し合いを継続すべきことではないのか。そうしないと、結果的にもう4年、5年たっても役員も全然かわらないわけでしょう。これ、はっきり言うて相手側に失礼ですが、死ぬまで待つということでしょうか。こういう形式的な論争をやっていると、絶対にかかわらずに頑張るといふ役員がふえても減らないのではないかと。もう私は、反省しているからやめようという役員をふやさない限り、こういう行政と住民、任意団体が、常に陰悪な雰囲気継続するという可能性

があるので、やはり話し合いをして、もうおまえらおりい、我々がやってやるというような地域の住民が出てくるというか、住民自治というか、民主化という言葉がいいのかよくわかりませんが、そういう努力こそ必要で、こういう形式的文書でやって何の解決にもならず、はっきり言ってこちらの弁護士が頼りないな、弁護士に一任してやるようなことを書いているが、結果的に負けるような弁護士しか雇っていないのかと言いたいし、そういう弁護士を含めて文章能力がないのかとか、いろいろ感じるところがあるので、余り任意団体と形式的争いというのはやるべきではないと私は考えています。いかがでしょうか。

○有吉市長室長 先ほども申したように、川崎委員のお話というのは一般論としてよくわかります。当然市としても、話し合いということは何遍も何遍もやったと思います。それで解決しないということで、多分最終的にこういう決断をしたと思っています。形式的とはいえ、訴訟ということになっていますので、我々は努力していきたいと思います。

○川崎副委員長 ちょっと理解していないな。

役員と話をしろとは言っていない。三股地区に何世帯あるのか知りませんが、役員でないその他の住民との話し合いをして、今役員になっている現執行部が交代してくださいと、そういう空気をつくらない限り、こういう問題は継続されるのではないですかということを行っているわけです。だから、町内会役員とどうこう言っているわけではない。もう話し合いができなければそれはそれでいいわけです。だけど、そういう役員がいることはおかしいというその地域の町内会の住民をふやさない限り、こういうものは継続されると思うので、そういう話し合い、その他の住民との話し合いが弱いのではないか。行政も、そこら辺はじっくりやるべき、今までもやるべきだったし、今後もやるべきという気がしているわけですが、その対応はどう考えていますか、行政として。

○有吉市長室長 我々としては、そういう活動もやってきたようには伺っていますが、現状としては変わっていないということをお聞きしてあります。

○石原委員 先ほどの質問にも含まれていましたが、今後もこのような出来事がいつ起こるやもわからないということもありますが、全てこれまでの経過についてはもう過去のことではあります。きょういただいたこの資料の中で、平成22年11月4日にこちらの地区長による脅迫事件があって逮捕もされたということですが、この11月4日に発生後、この文書の通知が約2カ月後の1月5日ですが、この間の動きというか流れというか、ちょっと理解できていないので、可能の範囲でどのような経緯でこういうことに至ったのか、もう一回御説明いただければと思います。

○有吉市長室長 申しわけございませんが、私自身が、先ほど申したように、そのところに携わっていないので、詳しい経緯ということとはわかりません。

ただ、以前からこういうことが問題となっていて、先ほども言いましたように、脅迫事件ということが契機になってこういう決断をしたということだろうと思います。何らかの方法を模索はずっとしてきたと思いますが、方法としてとれる方法はなかったということの最後の選択だろう

というふうに考えています。

○石原委員 資料右側の1から12までのさまざまな行為が載っていますが、このような行為を受ける、市のほうが、何かすごい行為が羅列されて、こちらの業務の本当に妨害になるような行為が後を絶たないような状況が思い浮かぶわけですが、このような出来事というか、1から12に上がっているようなことは、いつごろから見えたわけですか。

○有吉市長室長 ちょっといつからかということはありませんが、合併前の吉永町の時代からというふうにお聞きしています。

○石原委員 これらの出来事に対して、こういう通知に至るまでに市としてどのような対応をされてきましたか。明らかにこちらの不利益というか業務を妨害されているように映るわけですが、こういう事柄に対してはどのような対応をされていたのか、もしお答えできるのであればお願いします。

○有吉市長室長 12項目のことは書いていますが、個々について私が一々承知しているわけではないですが、それぞれ一個ずつ職員、組織としてできる対応はしていたと思います。もうそういう答え方しか、申しわけございませんが、できません。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第144号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

それでは、総務産業委員会を閉会します。

午前10時04分 閉会